
特集：ロシア・東欧における社会保障の動向 趣 旨

旧ソ連・東欧諸国は、80年代末から90年代初めにかけて、体制転換（政治的民主化および市場経済＝資本主義化）の過程を開始した。体制転換は、社会保障制度ないし（それよりも広くとらえた）「生活保障システム」にたいしても大きな衝撃を与え、現在、その全面的な再編成の過程にある。90年代初めには、国有企業の私有化（民営化）や市場経済のインフラづくりに焦点が当てられ、それに伴う「社会的コスト」に即応するための制度的措置（失業手当や公的扶助の導入）がとられたが、やがて、年金、医療をはじめとする生活保障システムの他の要素にも改革の手が及び、文字どおり全面的な再編成の様相を帯びている。

旧ソ連・東欧諸国（ユーゴスラヴィアを除く）における改革前の生活保障システムは、例えば農業における所有・経営形態の相違など重要な違いを残し、また生活保障の現実の水準や社会的平等の程度については偏差を含みながらも、少なくとも制度的には、各国間での違いは限定されており、全体としてひとつの「型」を形づくっていた。この「型」は、次のような構成要素からなっていた。

- 1) 労働能力ある男女の国民に、主として公的セクター（国有企業および協同組合）における労働の機会を保障する完全雇用
- 2) 「労働に応ずる分配」を建前とする労働所得＝賃金（およびそれに代替する一時的労働不能手当）、家族条件から生ずる必要に応じた追加的な家族給付、一定の労働経験を支給要件として、賃金を算定の主要な基礎とする老齢年金、からなる所得体系（土地や資本など資産からの所得の制度的排除）
- 3) 国有住宅におけるフラットの賃借、協同組合住宅におけるフラットの所有権または利用権に基づく利用、個人住宅の所有などからなる複線的な、ただし利用の限度によって所有を制限する利用権中心の住宅制度
- 4) 教育と医療の国家独占と無償制
- 5) 基礎的生活物資・サービスの低価格維持政策

このようなシステムは、全体として、「普遍主義」志向、「平等主義」の建前、国家が生活保障に独占的に責任を負う「国家主義」の特徴を帶びていた。概してエスピニン-アンデルセンのいう社会民主主義モデルに相対的に近く、部分的に保守主義モデルと共通の要素もあり、自由主義モデルの対極にあったが、少なくとも次の点で、これらとは基本的前提を異にするものであった。ひとつは、国有企業を中心とする指令的計画経済（そのもとでの量的拡大中心の外延的成长）という非市場的経済システムが前提となっていたことであり、もうひとつは、生活保障システムの担い手としての非国家的主体（国家と区別された地方自治体や民間の営利・非営利セクター）が存在しないか著しく周辺化し、従業員とその家族に対する生活サービス提供の重要なチャンネルのひとつとなっていた国有企業を含めて、国家がほとんど独占的な役割を果たしていた、ということである。

体制転換は、これら2つの前提をドラスティックに変えた。それに伴って、上記の諸要素も大きく変わりつつある。

しかし、これらの変化が、実際にどの程度、またどのような方向で変化しつつあるか、そして全体としてどのような生活保障システムが結晶しつつあるか(それとも、なお混沌とした状況にあるか)については、国別の検証が必要である。経済のグローバル化や世界銀行・EUなどのように、かつてとは違った「普遍化」促進要因も働いているとはいえ、これらの要因の作用の仕方や、旧システムの遺産の強固さを含め、差異化をもたらす要素も少なくないからである。

本特集は、旧東欧のなかのハンガリー・ポーランド・チェコおよび旧ソ連のロシアを取り上げ、とりあえずそれぞれの国に即して問題の所在を探ることにした。旧東欧のなかで上記の諸国と比べて政治的・経済的安定性の点でより大きな困難を抱えている諸国、旧ソ連のなかの中央アジア諸国などをも取り上げることが望ましいが、研究状況から見て断念した。

今後は、この地域内の諸国の比較をより意識的に行うことを通じて共通性と差異とを明らかにすることにより、比較福祉国家(福祉レジーム)論の舞台となってきた先進諸国、旧ソ連・東欧と同様に新自由主義的政策の影響の顕著なラテンアメリカ、経済成長と経済危機の継起する東アジアを視野に入れたグローバルな比較研究に貢献することが求められている。本特集が、その第一歩となれば幸いである。

(小森田秋夫 東京大学教授)